

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当	
不利益処分名	措置命令等	
根 拠 法 令	徳島市都市公園条例	
根 拠 条 項	第11条第2項	
連 絡 先	(電話 621 - 5295)	
処 分 基 準	基 準	<p>【根拠条文】 (監督処分) 第11条 【略】 2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上止むを得ない必要が生じた場合</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)